

○熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

令和2年7月15日 2農振第1285号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

工事現場の熱中症対策に係る経費の積算については、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」（令和元年5月23日付け元農振第223号農村振興局整備部設計課長通知）（以下「令和元年度通知」という。）に基づき、「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）別表1の工種区分を適用する工事を対象に、現場管理費率の補正を定めて運用しているところである。このような中、今般、「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）を適用する工事を新たに対象とすることとして下記のとおり定め、令和元年度通知については、これを廃止するので、適切に対応されたい。

記

1 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）を適用する工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

なお、既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日*から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

※本通知日以降に受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

3 積算方法等

(1) 補正方法

ア 現場管理費の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}}$$

イ 「冬期施工における現場管理費率の補正について」（平成31年3月26日付け30農振第3913号農村振興局整備部設計課長通知）と重複する場合においても最高2%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

4 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

【環境省熱中症予防情報サイトより】

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

5 入札説明書及び特別仕様書等への記載について

次の記載例を参考として適用する。

(入札説明書記載例)

○工事概要

(○) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(特別仕様書記載例)

第〇章 その他

○ 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{※1} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{※2}$$

※2 補正係数：1.2

(※1) 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

6 適用

本通知は、令和2年4月1日以降に入札書提出期限が設定される工事から適用する。また、令和2年4月1日以降に入札書提出期限が設定された既契約工事においても、変更契約を行う工事から適用できるものとする。

なお、令和元年度通知で試行対象としていた工事については、本通知を適用する。

7 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。